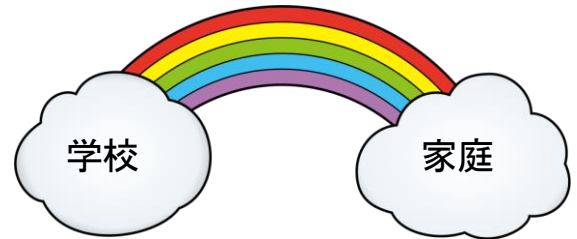


## ～生徒指導だより「かけはし」の発行にあたり～

この生徒指導だより「かけはし」は、生徒指導に関する事項をご家庭にお伝えすることを目的として発行しております。学校での規則やルールを保護者の皆様にもご理解いただき、学校と家庭とが連携して子ども達の成長をサポートできればと考えていますのでよろしくお願いいたします。



子ども達は、新たな目標を掲げ前向きな学校生活を送っている一方、新しい環境に不安を抱えている生徒もいると思います。学校では、一人ひとりの気持ちに寄り添い、安心・安全な学校をつくって参りたいと考えています。また、年度初めに当たり、保護者の皆様におかれましても学校のことや子ども達のことに関して気になること等ありましたら、ご連絡・ご相談いただければ幸いです。（西山中学校TEL：022-252-1134）

1年間、子ども達もっている力を十分発揮できるよう、教職員一丸となって取り組んで参りますので、今後とも本校の教育活動にご理解とご協力をお願いいたします。

## ～いじめ未然防止に向けての取組～

昨今、いじめの問題は学校においてとても大きな課題になっています。いじめと一言でいっても、起こる場所も原因も様々です。いじめ問題の対応や、子ども達の関係修復については、保護者の皆様のご理解とご協力が必要になります。本校においても、いじめはどの学校・どの子にも起こりうるという意識を持ち、いじめの未然防止・早期発見のために、教職員一丸となって取り組んで参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



今年度も、いじめ未然防止に向けて生徒が主体的に活動していける場を設けて実施していきたいと思っております。

### <いじめの定義>

#### 第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

「いじめ防止対策推進法」より

このように、子ども達が「心身の苦痛を感じているもの」については、いじめと定義されています。学校としては、いつ・誰に・どのようなことを・どの程度されたのか等の事実をしっかりと確認し、指導・支援していきたいと考えております。なお、子ども達の小さな変化や気になること等ありましたら、担任・学年主任・いじめ対策担当教諭・養護教諭・教頭・スクールカウンセラーなどにご相談ください。

## ～新年度の生活における注意点をもう一度確認してください！～

各学年、年度初めの学級活動で中学校生活での注意点などを確認しました。一人一人に配付した「中学校生活のしおり」の中に、「西山中生の生活の約束」を掲載してあります。ご家庭でももう一度お子様と確認する時間を設けていただければ幸いです。



\* 第三者への公開・開示や不当な目的使用、複写及び複製を禁じます。

## ～仙台市いじめ SNS 相談について～

いじめの早期発見、解決に向けた相談体制については、仙台市教育委員会の24時間いじめ相談専用電話（0120-81-2455）やメール相談など、さまざまな相談窓口が整備されています。また、仙台市教育委員会では、スマートフォンの急速な普及で子どもたちの間では、電話やメール以上にSNSが身近なコミュニケーションツールになっている状況を踏まえて、子どもたちが発するSOSをより機敏に受け止めていくために、SNS上に専用の相談窓口を開設しています。専用相談窓口は、無料通信アプリ「LINE」とウェブサイト上でメッセージをやり取りする「Webチャット」の2つのサービスを利用して開設しています。相談期間は、令和3年4月23日（金）～5月10日（月）です。専門の方が相談にリアルタイムで応じるシステムとなっていますのでお知らせください。詳細は、別紙で配布したリーフレットをご参照ください。

### SNS による相談

あなたと相談員とのLINEやWebチャットによるやりとりをしながら、いじめのほか、悩んだり、苦しんだりしていることについて相談をうけます。



### SNS による報告・連絡

いじめに関する情報など、友達のことで自分のことでも24時間いつでもSOSを伝えることができます。預かったSOSは学校へ届けます。



匿名で相談や報告・連絡ができます。LINEの場合は、LINE上の登録名とプロフィール画像しかわかりません。また、Webチャットの場合は、一切あなたのことを特定する情報はありません。なお、あなたの身体や命に危険があると感じられた場合、緊急の場合は警察などの関係機関に連絡して、あなたの安全を確保する場合があります。

## ～登下校の交通安全に十分注意してください！～

西山中学校の東門をでたところに、S字カーブがあります。交通量も多く、交通事故の危険性が高い場所になります。この場所は横断歩道もなく、大変危険なので南側にある**横断歩道を渡って**登下校するように指導しています。また、道幅も狭く、並列での歩行等もとても危険です。学校でも指導しておりますが、ご家庭でもお声がけいただきますようお願い申し上げます。

また、自転車の安全利用を図るため制定された「仙台市自転車の安全利用に関する条例」により、平成31年の4月1日から**自転車損害賠償保険等への加入が義務**となっております。また、自転車に乗る際は、**ヘルメットの着用が義務化**されております。家庭に戻ってから自転車を利用する生徒もいるようですので、ご家庭でも今一度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

ここの横断は禁止です！



## ～連休中の過ごし方について～

GWの5月1日（土）～5日（水）の間は学校が休みになります。コロナウイルスの感染状況もまだまだ油断できない様子ですが、各家庭の事情により外出することも普段より多くなることかと思えます。子どもたちだけで外出する際には、事故等には十分気を付けることや、トラブルに巻き込まれることのないように、「**誰と、どこに、何をしに行くのか。何時に帰るのか。**」を確認することをお勧めします。



\* 第三者への公開・開示や不当な目的使用、複製及び複製を禁じます。